

平成27年9月定例会議案概要

◆議案第8号 専決処分の報告及び承認について

(平成27年度松戸市一般会計補正予算(第1回))

既定の歳入歳出予算の総額1,417億2,000万円に、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,417億2,800万円とする。

専修大学松戸高等学校の全国高等学校野球選手権大会出場に伴い、同校への補助金500万円及び、横断幕作成等経費300万円を措置する。

1 一般会計補正予算(第1回)

(単位:千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|-------|-------------|
| | 141,720,000 | 8,000 | 141,728,000 |

(1) 歳出

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 全国高等学校野球選手権大会出場関係事業 | 0 | 8,000 | 8,000 |

(2) 歳入

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-------|---------|
| 前年度繰越金 | 500,000 | 8,000 | 508,000 |

◆議案第9号 平成27年度松戸市一般会計補正予算(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額1,417億2,800万円に、歳入歳出それぞれ9億5,128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,426億7,928万円とする。

1 一般会計補正予算(第2回)

(単位:千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| | 141,728,000 | 951,280 | 142,679,280 |

(1) 歳出の主なもの

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 番号制度導入事業 | 347,685 | 134,563 | 482,248 |
| (総務費・企画費) | 135,838 | 41,131 | 176,969 |
| (総務費・戸籍住民基本台帳費) | 211,847 | 86,574 | 298,421 |
| (民生費・生活保護総務費) | 0 | 6,858 | 6,858 |

| | | | |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地域住民生活等緊急支援事業 | 0 | 14,720 | 14,720 |
| コンテンツ産業振興業務（総務費） | 0 | 5,000 | 5,000 |
| 課題解決人材育成業務（教育費） | 0 | 9,720 | 9,720 |
| 特別養護老人ホーム施設建設費等補助金 | 52,118 | 196,480 | 248,598 |
| 市立保育所・施設維持管理業務 | 183,341 | 40,500 | 223,841 |
| 地域型保育・施設改修費等補助金 | 101,500 | 283,000 | 384,500 |
| 民間保育所・建設費補助金 | 1,330,722 | △ 223,405 | 1,107,317 |
| 認定こども園整備業務 | 144,300 | 327,975 | 472,275 |
| 産後ケア業務 | 0 | 5,312 | 5,312 |
| 省エネルギービジョン推進業務 | 25,879 | 22,000 | 47,879 |
| 市内公園緑地・改良業務 | 120,540 | 75,000 | 195,540 |

（２）歳入の主なもの

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地方特例交付金 | 311,000 | 2,715 | 313,715 |
| 普通地方交付税 | 3,000,000 | 3,392,811 | 6,392,811 |
| 国) 個人番号カード交付事業費（事務費）補助金 | 0 | 182,839 | 182,839 |
| 国) 社会保障・税番号制度補助金 | 0 | 4,566 | 4,566 |
| 国) 地域住民生活等緊急支援事業交付金 | 0 | 14,720 | 14,720 |
| 国) 保育所等整備交付金 | 0 | 114,195 | 114,195 |
| 県) 地域医療介護総合確保基金事業交付金 | 0 | 185,378 | 185,378 |
| 県) 住宅用太陽光発電設備等購入促進事業補助金 | 18,550 | 22,000 | 40,550 |
| 都市計画事業債 | 774,600 | 56,200 | 830,800 |
| 前年度繰越金 | 508,000 | 1,205,418 | 1,713,418 |

（３）基金積立金等

| | 平成26年度末 現在高 | 繰入 | | 積立 | 9月補正後 現在高 |
|-----------------------|----------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| | | 補正前の額 | 9月(取り止め) | | |
| 財政調整基金 | 11,343,571 | △ 4,000,000 | 4,000,000 | 1 | 11,343,572 |
| 福祉基金 | 57,301 | △ 30,000 | - | 237 | 27,538 |
| スポーツ振興基金 | 30,238 | - | - | 50 | 30,288 |
| 新松戸地域学校跡地 有効活用事業基金 | 631,710 | △ 591,898 | 590,278 | - | 630,090 |

(4) 継続費補正

| | | | |
|-------|-----------------|-------------|---------------|
| [追加] | 春木川上流排水整備事業 | | |
| [総額] | | 490,000千円 | |
| [年割額] | 平成27年度 | 30,000千円 | |
| | 平成28年度 | 140,000千円 | |
| | 平成29年度 | 180,000千円 | |
| | 平成30年度 | 140,000千円 | |
| [変更] | 新松戸地域学校跡地有効活用事業 | | |
| [総額] | | 1,345,880千円 | → 1,326,265千円 |
| [年割額] | 平成25年度 | 191,403千円 | 191,403千円 |
| | 平成26年度 | 562,579千円 | → 562,579千円 |
| | 平成27年度 | 591,898千円 | 1,620千円 |
| | 平成28年度 | — | 570,663千円 |

(5) 債務負担行為補正

| | |
|-------|----------------|
| [追加] | 市立保育所保育室増築関係業務 |
| [限度額] | 180,000千円 |
| [期間] | 平成27年度～平成30年度 |

<歳出の概要>

○番号制度導入事業 増 1億3,456万3千円

国の総合運用テストの実施時期が早まったことによる住民記録・税・宛名関連システムの改修経費、マイナンバーの通知、個人番号カード交付のためのコールセンター等の設置に要する経費、生活保護システムの改修経費など、所要の経費を措置する。

○地域住民生活等緊急支援事業 1,472万円

コンテンツ産業振興業務として、映像、音楽、ゲーム等のコンテンツ産業の振興に向け、市内の事業者、個人クリエイターの把握のための調査に要する経費 500万円、課題解決人材育成業務として、課題解決のための話し合いの場を活用し、労働意欲のある若者や女性の就労支援を図るための経費 972万円 をそれぞれ地方創生の上乗せ交付の対応により措置する。

○特別養護老人ホーム施設建設費等補助金 増 1億9,648万円

民間事業者が、地域密着型特別養護老人ホーム等を建設するための経費を補助するため措置する。

○市立保育所・施設維持管理業務 増 4,050万円

待機児童解消を図るため、市立保育所6か所にプレハブ保育室を設置するための修繕費など、所要の経費を措置する。

○地域型保育・施設改修費等補助金 増 2億8,300万円

待機児童解消を図るため、民間事業者が、小規模保育10か所を整備するための経費を補助するため、措置する。

○民間保育所・建設費補助金 減 2億2,340万5千円

○認定こども園整備業務 増 3億2,797万5千円

当初、認可保育所の建設を予定していた事業者が、計画を変更し、幼保連携型認定こども園を建設することとなったため、その建設費を補助する経費を措置するとともに、当初に予算化した事業から減額する。

○産後ケア業務 531万2千円

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実を図るため、産後に体調不良や育児不安などがあり、親族等からの援助が得られない母子を支援するために必要な経費を措置する。

○省エネルギービジョン推進業務 増 2,200万円

県の補助要件が緩和されたことを受け、県補助金を最大限活用し、住宅用太陽光発電設備設置費補助金の補助単価及び補助限度額を引き上げる経費を措置する。

○市内公園緑地・改良業務 増 7,500万円

古ヶ崎及び主水新田の江戸川左岸河川敷緑地内のトイレを水道直結型に変更するための経費を措置する。

<歳入の概要>

○地方特例交付金 増 271万5千円

○普通地方交付税 増 33億9,281万1千円

それぞれ、普通地方交付税の決定に伴い措置する。

○国) 個人番号カード交付事業費(事務費)補助金 1億8,283万9千円

○国) 社会保障・税番号制度補助金 456万6千円

○国) 地域住民生活等緊急支援事業交付金 1,472万円

○国) 保育所等整備交付金 1億1,419万5千円

○県) 地域医療介護総合確保基金事業交付金 1億8,537万8千円

○県) 住宅用太陽光発電設備等購入促進事業補助金 増 2,200万円

○都市計画事業債 増 5,620万円

それぞれ歳出で計上した事業等に充当するため措置する。

○前年度繰越金 増 12億541万8千円

平成26年度実質収支55億2,747万9千円のうち残額の一部を計上する。

<基金積立金等の概要>

○財政調整基金は、普通地方交付税の交付額及び平成26年度の実質収支等を勘案し財政調整基金からの繰入を取り止める。また、福祉基金及び、スポーツ振興基金は、平成26年度に受入れた寄附金相当分を積み立てる。新松戸地域学校跡地有効活用事業基金は、設計変更による期間の延長及び、年割額の変更に伴い、基金からの繰入の一部を取り止める。これにより、9月補正後現在高は、財政調整基金、113億4,357万2千円、福祉基金2,753万8千円、スポーツ振興基金3,028万8千円、新松戸地域学校跡地有効活用事業基金、6億3,009万円となる見込である。

<継続費の概要>

- 春木川上流排水整備事業 490,000千円
春木川流域の浸水被害を早期に軽減するため、総額及び、年割額について設定する。
- 新松戸地域学校跡地有効活用事業 1,326,265千円
設計変更による期間の延長及び、年割額を変更する。

<債務負担行為の概要>

- 市立保育所保育室増築関係業務 180,000千円
待機児童解消を図るため、市立保育所6か所にプレハブ保育室を設置するため、その賃貸借料に関し、期間及び限度額について設定する。

◆議案第10号 平成27年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）

既定の歳入歳出予算の総額313億6,149万1千円に、歳入歳出それぞれ6億7,440万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億3,589万2千円とする。

(単位：千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|---------|------------|
| | 31,361,491 | 674,401 | 32,035,892 |

(1) 歳出

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|---------|---------|-----------|
| 介護保険管理事業（電算委託料等） | 50,186 | 1,487 | 51,673 |
| 地域支援事業費 | 993,787 | 9,157 | 1,002,944 |
| 介護給付費等準備基金積立金 | 306,181 | 203,036 | 509,217 |
| 国県等返還金 | 1 | 385,653 | 385,654 |
| 一般会計返還金 | 1 | 75,068 | 75,069 |

(2) 歳入

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------|-----------|----------|-----------|
| 介護保険料 | 7,849,089 | △ 60,592 | 7,788,497 |
| 国) 調整交付金 | 563,485 | 88 | 563,573 |
| 国) 地域支援事業交付金 | 334,541 | 2,683 | 337,224 |
| 支払基金) 地域支援事業支援交付金 | 173,170 | 1,308 | 174,478 |
| 県) 地域支援事業交付金 | 182,732 | 1,458 | 184,190 |
| 一般会計繰入金 | 998,225 | 63,537 | 1,061,762 |
| 職員給与費等繰入金 | 815,493 | 1,487 | 816,980 |
| 地域支援事業繰入金 | 182,732 | 1,458 | 184,190 |
| 低所得者保険料負担軽減繰入金 | 0 | 60,592 | 60,592 |
| 介護給付費等準備基金繰入金 | 1 | 2,162 | 2,163 |
| 前年度繰越金 | 25,000 | 663,757 | 688,757 |

<歳出の概要>

○介護保険管理事業（電算委託料等） 増 148万7千円

介護予防把握事業の実施に伴い、介護保険システム関係機器類の増設に係る経費を措置する。

○地域支援事業費 増 915万7千円

訪問型サービス事業は、住民主体による支援をモデル的に実施し、通所型サービス事業は、実施方法を変更するなど、地域支援事業のより一層の充実を図るための経費を措置する。

○介護給付費等準備基金積立金 増 2億303万6千円

○国県等返還金 増 3億8,565万3千円

○一般会計返還金 増 7,506万8千円

それぞれ、平成26年度決算確定に伴い、積立金及び返還金を措置する。

<歳入の概要>

○介護保険料 減 6,059万2千円

○一般会計繰入金 低所得者保険料負担軽減繰入金 6,059万2千円

介護保険法施行令の改正に伴い、第1段階の保険料を軽減し、その分を国・県の負担金を充当し、一般会計で負担する。

○国) 調整交付金 増 8万8千円

○国) 地域支援事業支援交付金 増 268万3千円

○支払基金) 地域支援事業交付金 増 130万8千円

○県) 地域支援事業交付金 増 145万8千円

○一般会計繰入金（低所得者保険料負担軽減繰入金を除く。） 増 294万5千円

○介護給付費等準備基金繰入金 増 216万2千円

○前年度繰越金

増 6億6,375万7千円

それぞれ事業に充当するもの、及び決算確定に伴い計上する。

◆議案第11号 平成27年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

既定の歳入歳出予算の総額4億4,793万1千円に、歳入歳出それぞれ2,212万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,005万7千円とする。

(単位：千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|--------|-----------|
| | 4,647,931 | 22,126 | 4,670,057 |

(1) 歳出

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|-----------|--------|-----------|
| 後期高齢者医療広域連合納付金 | 4,504,713 | 16,798 | 4,521,511 |
| 一般会計返還金 | 1 | 5,328 | 5,329 |

(2) 歳入

| 事業内容 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 前年度繰越金 | 10,000 | 22,126 | 32,126 |

<歳出の概要>

○後期高齢者医療広域連合納付金

増 1,679万8千円

○一般会計返還金

増 532万8千円

それぞれ、平成26年度決算確定に伴い措置する。

<歳入の概要>

○前年度繰越金

増 2,212万6千円

平成26年度決算確定に伴い計上する。

◆議案第12号 松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【総務課】

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市における特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、特定個人情報の開示等を実施するために必要な規定を整備等するため。

【概要】

松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「電子計算機処理に関する規制」を「収集等」に、「・第11条」を「—第11条の3」に改める。

第2条に次の4号を加える。

- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (10) 特定個人情報保護評価 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。

「第2節 電子計算機処理に関する規制」を「第2節 収集等」に改める。

第6条第1項中「電子計算機処理を目的として」及び「の各号」を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用及び提供の規制）」を付し、同条中「電子計算機処理された個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に、「利用目的の範囲を超えて」を「利用目的以外の目的のために」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「当該個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、」を「人の生命、身体又は財産の保護のため」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 市の機関は、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるとき又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 市の機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第8条の見出し中「禁止」を「規制」に改め、同条中「当たつては」の次に「、法令に定めのあるときを除き」を加え、同条ただし書中「この限りではない」を「、この限りでない」に改める。

第9条中「利害」を「権利利益」に、「及ぼすものにつき」を「及ぼすおそれがあるものについて」に改める。

第10条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同条第3項中「個人情報が」を「個人情報の記録が」に、「一に」を「いずれかに」に、「当該個人情報の記録」を「当該記録」に改め、同条第4項中「当該個人情報の記録」を「当該記録」に改める。

第11条第1項中「市の機関が保管する当該個人情報」を「この条例の規定により開示を受けた個人情報」に改め、同条第2項中「訂正の」を「規定による」に改め、第3章中同条の次に次の2条を加える。

(個人情報の利用停止等)

第11条の2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録

(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されているとき。
- (2) 第7条又は第7条の2の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されていると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。

3 第10条第2項の規定は、前2項の請求(以下「利用停止等の請求」という。)について準用する。
(決定等)

第11条の3 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示の請求があつた日の翌日から起算して14日以内(訂正の請求及び利用停止等の請求にあつては30日以内)に、請求に係る決定をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、開示の手続等については、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)の規定を準用する。

3 市の機関は、個人情報の記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、当該記録の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該市の機関以外のものに限る。))に対し、速やかに通知するものとする。

第12条中「請求」の次に「並びに利用停止等の請求」を加える。

第14条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 審議会は、次に掲げる事項について諮問又は報告があつたときは、審議の上、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 個人情報の保管等に関すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関すること。
- (3) 異議の申立てに関すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運用について、意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3章中第11条の次に2条を加える改正規定（第11条の3第3項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

◆議案第13号 松戸市職員の再任用に関する条例及び松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、条例で引用する法律名等を変更するため。

【概 要】

- 1 改正の対象となる条例
 - (1) 松戸市職員の再任用に関する条例
 - (2) 松戸市職員退職手当支給条例
- 2 改正内容
条文中の『地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）』を『厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）』に変更する。
- 3 施行期日 平成27年10月1日から施行する。

◆議案第14号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【税制課】

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人市民税に係る寄附金税額控除の控除対象寄附金を追加するとともに、旧三級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を廃止等するため。

【概 要】

- 1 個人市民税の寄附金税額控除に関する規定を整備するもの。
《寄附金税額控除（第24条）》
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により創設された幼保連携型認定こども園の施設を市内に有する法人に対する寄附金を、個人市民税の寄附金税額控除の対象に加える。

施行日・・・公布の日より施行

- 2 市たばこ税において旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止するもの。

《市たばこ税の税率の特例（附則第46条）》

施行日・・・平成28年4月1日

改正は、平成28年4月1日から実施し、次のとおり経過措置を講ずるもの。

○市たばこ税率改正の実施時期及び税率

現行税率（1,000本当たり） 2,495円

| | 改正後 | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 |
| 実施時期 | 平成28年4月1日 | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 |
| 税率 | 2,925円 | 3,355円 | 4,000円 | 5,262円 |
| 新税率との差額 | 430円 | 430円 | 645円 | 1,262円 |
| 現行税率との差額 | 430円 | 860円 | 1,505円 | 2,767円 |

3 関係法令の改正等に伴い規定の整備をするもの。

- (1) 市民税の納税義務者等（第14条）
- (2) 均等割の税率（第18条）
- (3) 所得割の課税標準（第19条）
- (4) 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書（第32条）
- (5) 公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収（第48条）
- (6) 年金所得に係る仮特別徴収税額等（第51条）
- (7) 法人の市民税の申告納付（第53条）
- (8) 法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金（第56条）
- (9) 納期限の延長に係る延滞金の特例（附則第10条）

施行日・・・公布の日から施行する規定 第18条

平成28年1月1日施行する規定 第19条、第32条

平成28年4月1日施行する規定 第14条、第53条、第56条、附則第10条

平成28年10月1日施行する規定 第48条、第51条

◆議案第15号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【市民課】

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び住民基本台帳法の改正に伴い、個人番号カード等に係る手数料を整備するため。

【概要】

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|-------------------|------------|
| 住民基本台帳カードの交付又は再交付 | 1件につき 500円 |
|-------------------|------------|

」を

「

| | |
|-------------------|-------------|
| 住民基本台帳カードの交付又は再交付 | 1件につき 500円 |
| 個人番号に関するカードの交付 | 別表第1の2に定める額 |

」に改める。

第3条中「前条各号の証明書」を「前条に規定する証明」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条関係）

| 事務の種類 | 金額 |
|--|------------|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなつた場合その他市長が必要と認める場合を除く。） | 1件につき 500円 |

第2条 松戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条の表住民基本台帳カードの交付又は再交付の項を削る。

別表第1の2中「平成25年法律第27号」の次に「。以下この表において「番号法」という。」

を加え、同表に次のように加える。

| | |
|---|------------|
| 番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなつた場合その他市長が必要と認める場合を除く。） | 1件につき 800円 |
|---|------------|

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

◆議案第16号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【建築審査課】

【提案理由】

建築基準法等の改正に伴い、既存不適格建築物の移転制限に係る適用除外認定申請手数料等を整備するため。

【概要】

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表中「申請並びに」を「申請及び」に改め、「並びに第86条の8第1項及び第3項」を削り、別表第4第5項の表中第50項を第51項とし、第39項から第49項までを1項ずつ繰り下げ、

「

| | | |
|---|-----------------------|-------------------|
| 38の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に関する2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 | 2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料 | 1件につき 2 8,000円 |
|---|-----------------------|-------------------|

」を「

| | | |
|---|-----------------------------|-------------------|
| 38の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に関する2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 | 2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料 | 1件につき 2 8,000円 |
| 39 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 1件につき 2 8,000円 |

」に改め、別表第4第8項

の表備考第4号中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

◆議案第17号 松戸市戸定邸保存活用審議会条例の制定について

【戸定歴史館】

【提案理由】

戸定邸及び同庭園の保存及び活用に関し、教育委員会の附属機関を設置するため。

【概要】

1 設置（第1条関係）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市戸定邸保存活用審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。

2 所掌事務（第2条関係）

審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議す

ることとした。

- (1) 戸定邸及び同庭園の保存・活用に関する事項
- (2) 戸定邸及び同庭園の保存活用計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

3 組織（第3条関係）

審議会は、委員8人以内をもって組織することとした。

4 委員（第4条関係）

- (1) 委員は、学識経験を有する者、本市の職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとした。
- (2) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、また、同様とすることとした。

5 任期（第5条関係）

- (1) 委員の任期は、2年とすることとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- (2) 委員は、再任されることができることとした。

6 会長及び副会長（第6条関係）

- (1) 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとした。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理することとした。

7 会議（第7条関係）

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となることとした。
- (2) 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととした。
- (3) 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

8 意見の聴取等（第8条関係）

審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとした。

9 委任（第9条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。

10 施行期日（附則第1項関係）

この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

◆議案第18号 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【建築審査課】

【提案理由】

松戸都市計画紙敷地区地区計画の変更に伴い、地区整備計画区域の区分、建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を変更するとともに、建築物の容積率の最低限度を定めるため。

【概要】

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2松戸都市計画紙敷地区地区計画の項商業業務地区の目第4号中「第6号」の次に「(ペットショップ及び動物病院を除く。)」を加え、同項中

「

| | | |
|------|--------------------------|-----------|
| 商業地区 | 商業業務地区の目第2号から第4号までに掲げるもの | 200平方メートル |
|------|--------------------------|-----------|

」を「

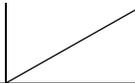
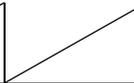
| | | |
|-------|--|--------------|
| 商業地区A | 商業業務地区の目第2号から第4号までに掲げるもの | 200平方メートル |
| 商業地区B | <ol style="list-style-type: none"> (1) 1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (2) 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの（結婚式場を除く。） (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 単独車庫（附属車庫を除く。） (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 畜舎（ペットショップ及び動物病院を除く。） (9) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するもので作業場の床面積が50平方メートル以下のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。） (10) 自動車修理工場 (11) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理施設 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する営業を営む施設 (13) 1階部分のうち、床面積の5,000平方メートル以上を次のアからスまでに掲げる用途に供するもの以外のもの <ol style="list-style-type: none"> ア 飲食店又は物品販売業を営む店舗 イ 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 | 10,000平方メートル |

| | | |
|---|--|--|
| ウ | 銀行の支店 | |
| エ | 損害保険代理店又は宅地建物取引業を営む店舗 | |
| オ | 病院又は診療所 | |
| カ | 学習塾、華道教室又は囲碁教室 | |
| キ | 動物病院 | |
| ク | 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 | |
| ケ | ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッテ ィング練習場 | |
| コ | スポーツクラブ | |
| サ | カラオケボックス | |
| シ | ゲームセンター | |
| ス | アからシまでに類するもの | |

」に改め、同項沿道地区の

目第2号中「法別表第2(に)項第6号」の次に「(ペットショップ及び動物病院を除く。)」を加える。

別表第3に次のように加える。

| | | | | | |
|--------------------|-----------|---|--------|--|---|
| 松戸都市計画紙敷地 区地区計画 | 商業地区 B |  | 10分の10 |  |  |
|--------------------|-----------|---|--------|--|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆議案第19号 契約の変更について

【教育施設課】

【提案理由】

経済情勢の変化による建築関係労務単価及び建築資材価格の上昇に対応するとともに、追加工事の発生による費用が必要となったため。

【概 要】

(仮称) 松戸市立関台小学校新築工事の請負契約について、次のとおり変更する。

1 工 事 名

(仮称) 松戸市立関台小学校新築工事

2 契約金額

(1) 当初の契約金額 3, 2 6 5, 9 2 0, 0 0 0円

(2) 変更後の契約金額 3, 3 8 8, 2 0 8, 4 0 0円

(3) 変更による増額分 1 2 2, 2 8 8, 4 0 0円

3 契約の相手方

東急・湯浅特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

千葉県千葉市中央区新町18番地の10

東急建設株式会社

千葉支店 支店長 関 邦 夫

4 工 期

平成26年10月1日から平成28年3月25日まで

◆議案第20号 公平委員会委員の選任について

【行政経営課】

【提案理由】

本市公平委員会委員のうち、1人の任期が平成27年10月2日をもって満了するので、後任者を選任するため。

◆議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【税制課】

【提案理由】

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、1人の任期が平成27年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。